

精神障害者の住まい検討部会

報告書

精神障害者の住まい検討部会
(平成27年9月)

はじめに

横浜市では、これまでも市内に精神障害者を含め多くのグループホーム設置・運営を補助してきました。

また、市内の宿泊型自立訓練施設3か所において夜間居住の場を提供し、帰宅後の生活能力等の維持向上のための支援も実施するなど、地域移行を推進してきました。

本市独自の施設としては、市内全区に生活支援センターを設置し、地域で生活する精神障害者の方々の社会復帰、自立等を支援するため、日常生活相談、地域交流活動などを実施しています。また、生活支援センターの1事業として、9か所のセンターにおいて、市独自で、地域移行・地域定着支援事業を行っています。

この度、平成 26 年 4 月に改正精神保健福祉法(以下「法」と言う。)が施行され、医療保護入院患者の退院について個別に支援を行う退院後生活環境相談員や、退院支援委員会の設置などが各精神病院に義務付けられることとなりました。また、同法第 41 条に基づく告示により入院生活から地域生活への移行が、精神保健福祉に携わるすべての関係者の目指すべき方向となりました。

本市もこれまでの地域移行支援策に加え、法の施行を踏まえ、退院促進に結び付くような入院病床を有する精神科病院への働きかけや、入院中の患者への働きかけ、退院後も精神障害者が安心して生活できるような支援についての取組を進めています。

一方、平成 27 年度から始まった「第3期横浜市障害者プラン」の策定過程において、「精神障害者の中にはその障害特性ゆえに必ずしも既存のグループホームの生活に馴染まない人がいる」といったような声に基づき、「民間住宅入居の促進」が盛り込まれ、グループホームから民間住宅への転居や、その後の単身生活が安心して送れる仕組みを検討、実施することになりました。

そこで、横浜市精神保健福祉審議会の分科会として新たに、「精神障害者の住まい検討部会」を設置し、民間住宅への入居に関する課題を中心に議論を進めてきました。

ここに、これまでの検討部会での議論をまとめ報告します。

1 精神障害者の民間住宅契約の課題

グループホームに入居する精神障害者の中には、集団での生活に馴染めずに一人暮らしを望んでいるものの、入居可能な民間アパートを探すことの困難さや、一人で暮らすこと不安から、踏み出せないでいる人が多くいるとの指摘がありました。

また、精神科病院の入院患者の退院先として、民間アパートを探しても、貸主の理解を得られず 10 数件断られたという事例の紹介もありました。

貸主が精神障害者に賃貸をしたがらない理由として、精神障害に対する理解不足の面があるものの、具体的な不安として①家賃の滞納、②近隣トラブルを生じさせる行動、③死亡した場合の手配や後片付けを担う人がいないなどがあるとの意見がありました。

民間住宅の入居を促進するためには、これらの貸主の不安を解消していかないと、賃貸物件を探す困難さは改善できないという意見がありました。また、同時に入居する障害者が一人暮らしでも安心して過ごせるための支援施策があれば、近隣とのトラブルを生じさせる行動を抑止することができるという指摘もありました。

2 現行の支援事業における課題

横浜市では、地域移行や民間住宅への入居に関わる支援に関する事業として、「地域移行・地域定着支援事業」「民間住宅あんしん入居事業」などがあります。しかしながら、精神障害者の民間住宅入居の支援という視点から見た場合に、これらの制度は、貸主の精神障害に対する理解不足の側面と不安への対応に対しての機能がなく、そのニーズに応える制度となっていないとの指摘がありました。

また、障害者本人が安定した地域生活を継続するためには、本人が不安になった時に相談する機関があれば、不穏な行動の発生を抑止することができるとの指摘もありました。

《参考》横浜市の地域移行、入居支援に関する事業概要と課題

(1) 地域移行・地域定着支援事業

事業内容			事業実績 (平成 26 年度)
国事業	地域移行支援	障害者施設、精神病院等に入所・入院している障害者に地域生活に移行するための支援を行う。	退院者数 14 人
	地域定着支援	居宅で単身生活する障害者に緊急連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談・支援を行う。	
市事業	統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する。		退院者数 24 人

【課題】

地域移行・地域定着支援事業としての個別支援において、民間住宅の入居契約は一定の実績をあげている。ただし、広く貸主に対して、精神障害の理解を推進することに加え、貸主の不安解消に向けた取組との連携が必要である。

(2) 民間住宅あんしん入居事業

事業内容	事業実績 (平成 24～26 年度)
連帯保証人がいない障害者等に保証会社を紹介すること等により、民間住宅への入居を支援する。	精神障害者:2件

【課題】

民間住宅あんしん入居事業は、入居支援施策の一つであり、当該事業ですべてを担うものではないが、利用実績は少数であり、賃貸を希望する者・貸主双方の要望に十分に答えられていない。

3 民間住宅入居のニーズ

民間住宅への入居促進策を検討する上で、精神科病院に入院している患者が退院後どのようなところで暮らしたいという意向をもっているのか、また、現在グループホームに入居しているが必要な支援策があれば民間住宅での独り暮らしを希望している精神障害者がどのくらいいるのか、実態を把握できていないのが現状であり、確認していく必要があります。

さらに、民間住宅で単身生活を安心して送るために必要な支援は何かということについても、障害者本人の意向を調査したうえで、施策を進める必要があります。

4 民間住宅入居促進のための施策

委員からは、民間住宅入居促進のために必要な施策として、次のような様々な案が提起されました。

- ・ 民間住宅を支援団体が借上げ、障害者にサブリースする仕組み
- ・ 上記団体が、入居した障害者の相談・支援(近隣トラブルの調整、死亡時の後片付け)を実施する仕組み
- ・ グループホーム入居者が地域移行した場合のグループホームへの運営費加算措置
- ・ グループホームから民間住宅に移行した障害者への家賃補助
- ・ サテライト型グループホームの推進
- ・ 夜間・休日の精神科医療体制の整備

また、精神障害者生活支援センター、市独自事業である障害者自立生活アシスタント事業、さらに、訪問看護等を有機的に連携させることで、障害者が地域で安心して生活を送ることができる支援システムが再構築できるのではないかとの意見も提起されました。

5 まとめ

検討部会では2回にわたり、精神障害者の住まいに係る課題の抽出を行い、その課題への対応策について、委員から新たな事業の導入や既存の事業のブラッシュアップなどいくつかの案が提示されました。

これらの提案について、実施可能性を検証するためには、まずはグループホームに入居している精神障害者や精神科病院に入院している患者、家族と生活している精神障害者の実態や意向等を調査し、ニーズがどの程度あるのか把握するための調査を行っていく必要があるとの結論になりました。

併せて、受入側である貸主の意向も建築局とも連携を図りながら、調査を行う必要があります。

さらに、既存制度の連携・拡充などについても多元的に検証を進め、上記の調査結果を十分に反映させながら、検討部会で提案された施策案の導入について検討を横浜市に要望することをこの検討部会のまとめとします。

精神障害者住まい検討部会委員名簿

(順不同) 敬称略

委員氏名	ふりがな	職名
塩崎 一昌 (部会長)	しおざき かずまさ	横浜市総合保健医療センター 地域 精神保健部長
大友 勝	おおとも まさる	横浜市精神障害者地域生活支援連 合会代表
佐伯 彰	さえき あきら	神奈川県精神科病院協会理事 神奈川病院院長
土屋 恵美子	つちや えみこ	南区生活支援センター 施設長
宮川 玲子	みやかわ れいこ	横浜市精神障害者家族連合会理事 長